

希少な野生動植物の密猟・盗掘の防止対策

奄美群島希少種保護対策協議会において、希少種の密猟や盗掘防止の防止を呼びかけるポスターと昆虫採集者のマナー向上を呼びかけるチラシを作成し、希少野生動植物保護推進員や関係機関に配布した。

密猟防止強化中!

法律等で保護されている希少種の捕獲は違法です!

奄美大島・徳之島にはここにしかない希少な野生動植物が多数、生育・生息しています。法律や条例等で保護されている種を許可無く捕獲・採取する等の違法行為を行った場合は、罰則が科される場合があります。希少な野生動植物の保護に対するご理解とご協力をお願いします。詳しくは各法令所管にお問い合わせいただくか、HP等をご確認ください。

奄美群島希少野生生物保護対策協議会 ☎ 099-286-2616

(事務局：奄美自然保護課)

昆虫採集 をされる方へ!

奄美大島・徳之島において

昆虫採集における不適切な事案が発生

奄美大島・徳之島では、採集シーズンになると多くの方が昆虫採集をしています。近年、一部で、非常に多くの採集用トラップを用いた採集や、土地所有者に断りなくトラップを設置している事例等が見受けられます。

昆虫採集をされる皆様へお願い

- 昆虫採集をする際には、自然環境や地域住民、景観に配慮するよう心がけましょう。
- 採集用のトラップを設置する場合には、トラップを未然に防ぐため、土地所有者の許可を得るようにしましょう。なお、土地所有権者にて撤去等する場合がありますのでご留意ください。
- 設置したトラップは放置せず必ず持ち帰り、適切に処分しましょう。
- 罠が設置したか分かるように、トラップには名前や連絡先を記載するようにしましょう。
- 夜間の道路上にはアマガキやオビトカゲモドキ等、天然記念物に指定された希少な両生類・爬虫類をはじめ多数の生き物が出てきていますので、走行の際にはロードキルが発生しないように細心の注意を払いましょう。

今後もマナー違反が続くようであれば、各種の規制措置も検討せざるを得なくなります。昆虫採集をする際は、採集マナーを遵守し、良識と節度を持って行いましょう。

※奄美大島・徳之島では、「種の保存法」や島・市町村の「希少野生動植物の保護に関する条例」等で指定されている希少種は許可無く採集することはできません。また、国立公園の特別保護地区や特別地域では、トラップ設置等各種行為が規制されており、関係機関・団体と連携して常時・パトロールを実施しています。野外で昆虫採集等をする際には規制内容に十分にご注意ください。

奄美群島希少野生生物保護対策協議会（奄美大島・徳之島地区）

構成団体：環境省、林野庁、奄美大島、奄美大島3市町村、徳之島3町、奄美・瀬戸内・徳之島の鳥獣被害協力団体（徳之島紅の会、自然保護協議会（奄美・徳之島地区）、奄美・徳之島の貴重な野生動物を守り隊

鹿児島県自然保護課 ☎ 099-286-2616 環境省奄美野生生物保護センター ☎ 0997-55-8620 環境省徳之島管理官事務所 ☎ 0997-85-2919